

社会福祉法人 大阪自彊館 役員及び評議員報酬等規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 大阪自彊館（以下「当法人」という）の定款第八条及び第二二条の規定に基づき、理事、監事（以下「役員」という）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

（月に3日以上勤務する役員の報酬等）

第2条 月に3日以上勤務する役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）基本報酬・職務手当については、別表1に定める基準に基づき、勤務の状況及び勤務の内容を勘案して、理事会で決議する。ただし、監事については評議員会で決議する。
- （2）賞与については、職員の支給率に応じた額（0～6カ月の範囲内）
- （3）通勤手当については、職員給与規則第15条の規定に準ずる額
- （4）職務のため出張したときは、別表2に定める額

（月に3日未満勤務する役員及び評議員の報酬等及び支給方法）

第3条 月に3日未満勤務する役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）理事会・評議員会・監事監査等は、出席の都度15,000円（税別）
- （2）（1）の交通費等は、組織規程別表4に規定する管外について別表2に定める額
- （3）職務のため出張したときは、別表2に定める額

（退任慰労金）

第4条 常勤役員（月15日以上勤務）に対する退任慰労金については、別表3に定める算定により算出される額とする。

ただし、契約のある常勤役員については契約を優先する。

2 常勤役員に対する退任慰労金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

3 常勤役員以外の役員及び評議員は、退任慰労金を支給しない。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等（退任慰労金を含む）は、支給しない。

（報酬等の支給方法）

第6条 月に3日以上勤務する役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規則第 22 条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。

2 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、また解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については職員給与規則第 20 条に準じた計算で支給する。

4 本条第 2 項の規定にかかわらず、役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには次の通り端数処理をする。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(慶弔費)

第 9 条 役員及び評議員の慶弔費は、別表 4 に定める基準に基づき、理事長が決定する。

(公表)

第 10 条 当法人は、この規程を持って、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の基準として公表する。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 19 日から施行する。平成 14 年 4 月 1 日制定の「理事・監事・評議員報酬規程」は同日廃止する。

令和 8 年 6 月 29 日改正

別表 1 基本報酬・職務手当

勤務	基本報酬	職務手当	
		理事長	その他の役員
月 3 日以上 10 日未満	15～40 万円	15 万円	5 万円
月 10 日以上 15 日未満	30～70 万円	20 万円	12 万円
月 15 日以上	35～110 万円		

別表 2 出張旅費

鉄道賃		船賃	航空機 車賃	日 当	宿泊料（室料）	
新幹線	在来線				東京都と政令指定都市	その他の市町村
グリーン	グリーン	1 等	実費	10,000 円	20,000 円	18,000 円

別表 3 契約の定めのない常勤役員の退任慰労金

在職期間	退任慰労金
2 年以内	10 万円
4 年以内	20 万円
6 年以内	30 万円
8 年以内	40 万円
10 年以内	50 万円
10 年を超え 20 年未満	70 万円
20 年以上	100 万円

別表 4 役員及び評議員の慶弔費は、下記の金額の範囲内で理事長が決定する。

区分	要件	慶弔費	電報	花・楮
1 叙勲	叙勲の内容により、右金額の範囲で決める	3 万円～10 万円	○	○
2 褒賞・受賞	褒賞・受賞の内容により、右金額の範囲で決める	1 万円～ 5 万円	○	○
3 結婚	本人および子女	1 万円～ 5 万円	○	－
4 病気・傷害見舞	入院 5 日以上または自宅療養 7 日以上	1 万円～10 万円	－	－
5 死亡	本人	10 万円～30 万円	○	○
	本人の両親、配偶者、子女	1 万円～ 5 万円	○	○
	本人の兄弟姉妹、配偶者の両親	1 万円～ 3 万円	○	○